

平成 25 年 12 月 17 日

東京二十三区清掃一部事務組合

## 大島町の災害廃棄物の受入処理について

当組合では、特別区長会、大島町及び東京都が締結した「大島町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書」に基づき、平成 25 年 10 月の台風 26 号に伴い発生した災害廃棄物について、当組合の清掃工場で受入処理することといたしました。

受入れの概要は下記のとおりです。

### 記

1 受入対象廃棄物

可燃性廃棄物（木くず等）

2 受入期間

平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月まで

3 受入見込量

7,400 t

4 受入方法

災害廃棄物は、専用コンテナにより清掃工場に搬入される予定です。

(問い合わせ先)

施設管理部

電話 管理課 03-6238-0704

技術課 03-6238-0745